

土地区画整理法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 土地区画整理士技術検定の合格証明書の交付を合格者の申請に基づくものとし、その手数料の額を定める等の改正を行うこと。

(土地区画整理法施行令第六十二条の四第一項及び第三項並びに第六十二条の六第二項関係)

第二 この政令は、平成十五年四月一日から施行すること。

(附則関係)